

地方税財政のあり方についての意見

平成16年11月8日

地方制度調査会

平成16年11月8日

内閣総理大臣 小泉 純一郎 殿

地方制度調査会

会長 諸井 虔

地方税財政のあり方についての意見

当調査会は、地方税財政のあり方について調査審議した結果、別紙のとおり結論を得ましたので、意見を提出します。

まえがき

国と地方との役割分担や責任分野を明確化するとともに、地方が責任を持つべき分野について自己決定と自己責任の原則を徹底する地方分権改革は、平成12年の地方分権一括法の施行を経て新たな段階を迎えており、地方税財政の問題が残された最重要課題の一つとなっている。

地方分権改革の基本にあるべきことは、公共サービスは住民の身近において提供されることが最も相応しく、かつ、それが国・地方を通じる政府の効率化につながるということである。つまり、国民のための改革ということではなければならない。したがって、税源移譲、国庫補助負担金、地方交付税の三位一体の改革にあたっては、この視点をしっかりと踏まえる必要がある。

なお、この改革を行うにあたっては、国と地方の信頼関係の維持が極めて重要な要素であり、そのことを肝に銘じなければならない。

政府は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」（以下「基本方針2004」という。）により、3兆円規模の税源移譲を目指すこととしており、そのため、その前提として残る3兆円程度の国庫補助負担金改革の具体案を、地方に対して取りまとめるよう要請し、地方六団体は、これを受けて案を取りまとめ、去る8月24日に総理へ提出した。いろいろな意見がある中で、地方六団体としての統一した案を取りまとめられたことは、敬意を表すべきものであり、これは、地方分権に向けての決意の表明である。政府としては、地方からの改革案を真摯に受け止め、11月半ばを目途に全体像を取りまとめることとしているが、現時点では、案が示されなかつたり、地方分権に逆行するような案が出されたりするなど、関係方面の足並みがそろっていないとは言えず、重要な局面を迎えている。また、交付税改革については、財務大臣が地方財源不足7.8兆円を平成18年度までに解消するとの提案を行ったことに対し、国と地方の信頼関係を崩し、三位一体の改革に重大な支障を及ぼすものであるとの声が相次ぐなど、予断を許さない状況にある。

当調査会としては、このような税財政面での分権を進める上で重要な

分岐点ともいえる現在、政府が進めようとしている三位一体の改革が、地方自治の本旨の実現という地方分権改革の流れに沿って、住民主導の行政システムを実現する方向で着実に推進されるよう意見を取りまとめることとした。

1 税源移譲

税源移譲については、「基本方針2004」に従って、3兆円規模の税源移譲を平成18年度までに確実に実施する必要がある。

その方法については、応益課税としての税の性格の明確化や偏在性の少ない地方税体系の構築を進める観点から、個人住民税所得割の10%比例税率化による所得税から個人住民税への税源移譲によるべきである。

税源移譲による地域間の財政力格差の問題については、地方交付税により適切な対応を図るべきであるが、税制面においても経済活動の実態に即した税収帰属を図る観点からの法人事業税の分割基準の見直し、地方譲与税の譲与基準の見直し等を通じた財源の均てん化を検討すべきである。

2 国庫補助負担金改革

地方六団体において取りまとめられた改革の具体案は、政府から要請を受け、大局的な判断に立って取りまとめた統一案であり、政府としては、この案を尊重し、3兆円規模の税源移譲を確実に実施できる国庫補助負担金の改革に全力で取り組むことが必要である。

その際、地方の改革の具体案に掲げられた個々の補助金に着目した議論に終始するのではなく、国庫補助負担金を総体として、いかなる姿へ改革するかといった視点が求められている。

なお、公共事業関係の国庫補助負担金について、財源が建設国債であるので税源移譲になじまないとの議論もあるが、その償還は最終的に国税で賄われるものであり、相応分の税源移譲は当然必要である。

また、地方の自由度拡大と併せて国庫補助負担率を引き下げるとい

議論があるが、真に地方の自由度の拡大というためには、制度の基本的部分を地方の自主的な判断に委ねることが不可欠である。したがって、こうした意味で地方の判断を許容し、地域格差が生じることを国民が受け入れるとは考えられない生活保護、国民健康保険等の分野において、国庫補助負担率の引き下げを行うことは、断じて行うべきではない。

3 地方交付税の改革

三位一体の改革、特に3兆円の税源移譲とこれに見合う国庫補助負担金の廃止、縮減を円滑に進めるためには、教育・福祉等基本的な行政サービスについて、国庫補助負担金を廃止・縮減しても、地方団体が引き続きしっかりと取り組めるよう、地方交付税制度により万全の財源調整及び財源保障を行うべきである。

また、国と地方の信頼関係を維持しながら改革を進めていくためには、国の歳出の見直しと歩調を合わせて、地方歳出を見直し、抑制する一方、地域において必要な行政課題に対しては、適切に財源措置を行う必要がある。

なお、所得税から個人住民税への税源移譲に伴う交付税法定率分の減少については、確実な補てん措置を講じるべきである。

中期的には、国民的合意を前提に、行政サービスや国の関与のあり方の基本を見直し、これに対応した地方財政計画の歳出水準を設定し、その見通しを示すべきであり、これに沿って、必要な地方交付税総額が確保されるよう、現在の特例措置を整理して交付税率を引き上げるなどの見直しを行うべきである。

また、交付税特別会計への直入や、交付税の対象税目の入れ替えについても、検討していく必要がある。

こうした改革により、地方交付税の総額について予見可能性が高まり、地方団体にも、中期的にどの程度の地方交付税が配分されるかが分かることになるので、その見通しを立てながら、自己責任の下で、行財政改革やサービス水準の見直しに取り組むことが可能になるものとする。

地方交付税の算定方法については、地方公共団体の標準的な経費について民間委託等による効率化努力を一層促すような積算にするなど、地方の自主的・自立的・効率的な財政運営を促す方向で見直しを行うとともに、法令基準や国庫補助負担金制度による国の関与の廃止・縮減に対応した地方交付税の算定方法の簡素・中立化を一層進めていくべきである。

さらに、三位一体の改革やこれに引き続く地方税財源の拡充等を進め、不交付団体である市町村を増やすことによって、できるだけ早期にそこに住む住民の割合を3分の1程度とすることを目指すべきである。

4 地方財源不足への対応

平成16年度の地方財政対策によって、地方交付税及び臨時財政対策債がマイナス12%という大幅な減となったにもかかわらず、財務省等がさらなる地方交付税総額の大幅な削減を主張している。そのような事態に立ち至れば、平成17年度は多くの団体で予算が編成不可能となり、住民生活に重要な影響を及ぼすとの声が強い。三位一体の改革を真に成功させるためには、国と地方の信頼関係が不可欠であり、地方団体の安定的な財政運営に必要な一般財源総額の確保が改革の前提であることから、平成17年度の地方財政対策においては、地方交付税の所要額を必ず確保すべきである。

なお、国・地方を通じて巨額の財源不足が常態化し、長期負債残高を急増させながら行政サービスが行われている現状を踏まえれば、今後は、歳出効率化努力をさらに尽くしつつ、諸外国より負担水準が低い個人所得課税や消費課税において、定率減税の縮小・廃止、中期的な視点に立った消費税・地方消費税の税率引上げ等の税収増加対策に取り組むことが是非とも必要であると考えられる。